

電波利用料の見直しに関する検討会(第1回)議事要旨

1 日時

平成 25 年3月4日(月) 13 時 30 分 - 15 時 00 分

2 場所

総務省7階 省議室

3 出席者

(1) 構成員(敬称略)

(座長)多賀谷 一照、(座長代理)森川 博之、飯塚 留美、関根 かをり、土井 美和子、
柳川 範之、湧口 清隆、吉川 尚宏

(2) 総務省

吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総合通信基盤局総務課長、
竹内電波政策課長、荻原電波利用料企画室長、南大臣官房審議官

(3) 事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 資料1-1 | 「電波利用料の見直しに関する検討会」開催要綱(案) |
| 資料1-2 | 電波利用料制度の概要等 |
| 資料1-3 | 電波利用料の見直しに関する意見募集の実施について(案) |
| 資料1-4 | 検討の進め方(案) |
| 参考資料1-1 | 平成23年の電波利用料の見直しに関する基本方針 |
| 参考資料1-2 | 平成23年の電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針 |
| 参考資料1-3 | 電波利用料を負担している主な免許人について |

5 議事概要

(1) 吉良総合通信基盤局長 挨拶

吉良総合通信基盤局長から開会の挨拶が行われた。

(2) 構成員の紹介

事務局より構成員が紹介された。

(3) 電波利用料の見直しに関する検討会の開催要綱(案)について

資料1-1に基づき、事務局から説明が行われ、案のとおり承認された。

(4) 座長の選任及び座長代理の指名

座長に多賀谷構成員が選任され、座長代理に森川構成員が指名された。

(5) 議事

① 電波利用料制度の概要等について

資料1-2に基づき、事務局から説明が行われ、その後、事務局の説明に対し、構成員と質疑応答が行われた。概要は以下の通り。

(吉川構成員)

防災用のデジタル無線について、補助率はどの様に今後適用されるのか。モラルハザードが起きないように余力のあるところは自分たちでなるべく出すような方式を取られてはどうか。

(総務省)

補助率については法律が可決、成立した後に交付要綱の中で定めていくことになる。モラルハザードの問題については、財政力の低い自治体から優先して採択をするというような考え方で対応していきたい。

② 電波利用料の見直しに関する意見募集の実施について

(i) 資料1-3に基づき、事務局から説明が行われ、その後、事務局の説明に対し構成員と質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下の通り。

(湧口構成員)

電波利用共益事務について詳しい説明がなく、地デジ対策の国庫債務負担行為の歳出がこれからも300億円ずつ、3年間続くという情報が突然出されている。これでは、意見を頂く際に歪みがでてしまうのではないか。事務の内容について、きちんと説明をした方が良いのではないか。

(総務省)

事務の内容がわかるよう、例えばWEBサイトではリンクを貼るなど参考資料を工夫する。

(吉川構成員)

M2Mについて大きく分けて三つの論点がある。

1つ目はトラフィックが多くないスマートメータのシステムに対してどれくらいの料額を課

すのかという点。

2つ目は常時ローミングというものが出来た場合どう対処するのかという点。また、エンベデッドSIMや、エンベデッドUICCと言われる、海外からリモートでSIM情報を書き換えられるようなテクノロジーが出てきているが、このような場合に電波利用料は何に対してどの時点で課すのかという点。

3つ目は経済的価値の算定をどのように行うかという点。例えば、3年間を見通した場合、本当にオークションは無いという前提で計算をするのかどうか。

財政的な状況が厳しい中、英国では、第4世代携帯電話のオークションで思った程の収益をあげられなかったため、電波利用料を値上げしようという方向で動いていると聞いている。

(座長)

無線LANに対する電波利用料徴収について記載があるが、このような書きぶりでは家庭にあるような一般的な無線LANについて利用料を取るのかと誤解するかもしれない。専門家でない人達に配慮した書き方をしなければならない。

それから、経済的価値については、電波利用料における経済的価値とオークションの場合の経済的価値は違うものであり、書き分けるのはなかなか難しい。電波利用料の趣旨を考えると、国の財政問題の対処のために充てられるものではないということを踏まえて議論をしていった方が良いのではないか。

(土井構成員)

資料1-3の3ページでは、「スマートメータ等のM2Mシステム」とまとめられているが、スマートメータは電力が逼迫した際に人間の制御が入るもの。また、センサーネットワークや防災行政無線のアンサーバックについては、純粋に機械同士が自動的に通信を行う場合と、オペレータの制御が入ってくる場合がある。このため、これらのシステムは機械同士の通信だけにとどまるものではなく、書き方を見直す必要がある。

(総務省)

純粋に機械同士が通信を行う場合と人間の制御が入る場合を分けて書くよう見直す。

(座長)

M2Mは無線局をどう捉えるかという大きな話になる。この検討会では最終結論まではいかなくても、意見は出したい。

(飯塚構成員)

資料1-2の10ページでは、新たな電波利用システムとして、様々なシステムが例示されているが、災害対応のシステムの研究開発も例の一つとして示したほうが良いのではないかと。災害時における無人システムは、複数のシステムや周波数を組み合わせたものになり、開発のハードルは高いが、イノベーションの要因になるのではないかと。

(総務省)

資料1-2の9ページに、現在取り組んでいる研究開発課題を紹介しているが、ご指摘の箇所にも災害時に利用する無線システムのイメージを追加する。

(ii)意見を踏まえて資料を修正し、意見募集することが了承された。資料の修正については、座長に一任されることとなった。

③ その他

(i)資料1-4に基づき、事務局より今後のスケジュールについて説明が行われた。構成員より次期電波利用料について意見が述べられた。概要は以下の通り。

(飯塚構成員)

今後、世界的に見ると周波数を複数人で、あるいは地理的に共用する使い方が主流になっていくと考えられることを踏まえると、共用条件の検討や共用技術の開発をしなければならず、この費用負担が増えてくるのではないかと。

国民の安心安全や人命救助、災害救助に関わる複雑な無線システムの実用化など優先順位の高いものから、無線システムの技術開発や実用化の費用に少しでも活用できればいい。

(関根構成員)

周波数移行のための料額設定について、単純にアナログだからデジタルにすることではなく、アナログのまま使用の方が適したシステムもあると思う。技術的な背景などを考慮しながら検討を進めていくべき。

(土井構成員)

スマートメータやM2Mシステム等の新しいシステムの料額に関してどのように考えていくかというのは、今回だけの課題ではなく、検討し続けたいといけないうこと。前向きに考えていきたい。

また、周波数をひっ迫対策のために研究開発を引き続き実施していくべきであると考えている。

(座長代理)

周波数は非常に経済的価値の高いものであり、アメリカでは政府保有の周波数を解放する動きがある。経済あるいは産業に対して、周波数に関する情報をとにかく表に出して、新しい産業の創出に繋げていくといったことが必要である。

(湧口構成員)

免許は「再免許」というより「更新」というイメージがある。このような中、どう新規参入者を入れていくか、あるいは、既存の免許人を自発的・強制的にどう入れ替えさせるのか。この仕組みを電波利用料制度の中でどう作るのかが重要と考えている。この点も踏まえて経済学的に見た時にどういう視点があるのか意見を述べていきたい。

(吉川構成員)

電波利用料制度は、M2Mの常時ローミングやエンベッテッドUICCの問題といった、グローバル化の問題抜きに語れなくなっている。そういう意味で検討会の中で電波利用料の国際比較を行いたい。

(ii) 第2回会合は、平成 25 年4月5日に開催することが事務局より周知された。

以上